

# 高齢者の生活実態調査及び介護サービス利用状況等調査概要

## ◎本調査の位置づけ

○介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第5項  
 市町村は、（一部省略）市町村が定める区域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握するとともに、（一部省略）して市町村介護保険事業計画を作成するよう努めるものとする。

○介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成30年3月厚生労働省告示第57号）

### 第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項

一 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項

#### 2 要介護者等地域の実態の把握

##### （三）調査の実施

市町村は、被保険者の心身のサービスの利用に関する意向等を把握するとともに、自らが定める区域ごとに被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情等、要介護者の実態に関する調査（以下「各種調査等」という。）の実施に努めるものとする。なお、その際は、特に、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を活用することが重要である。

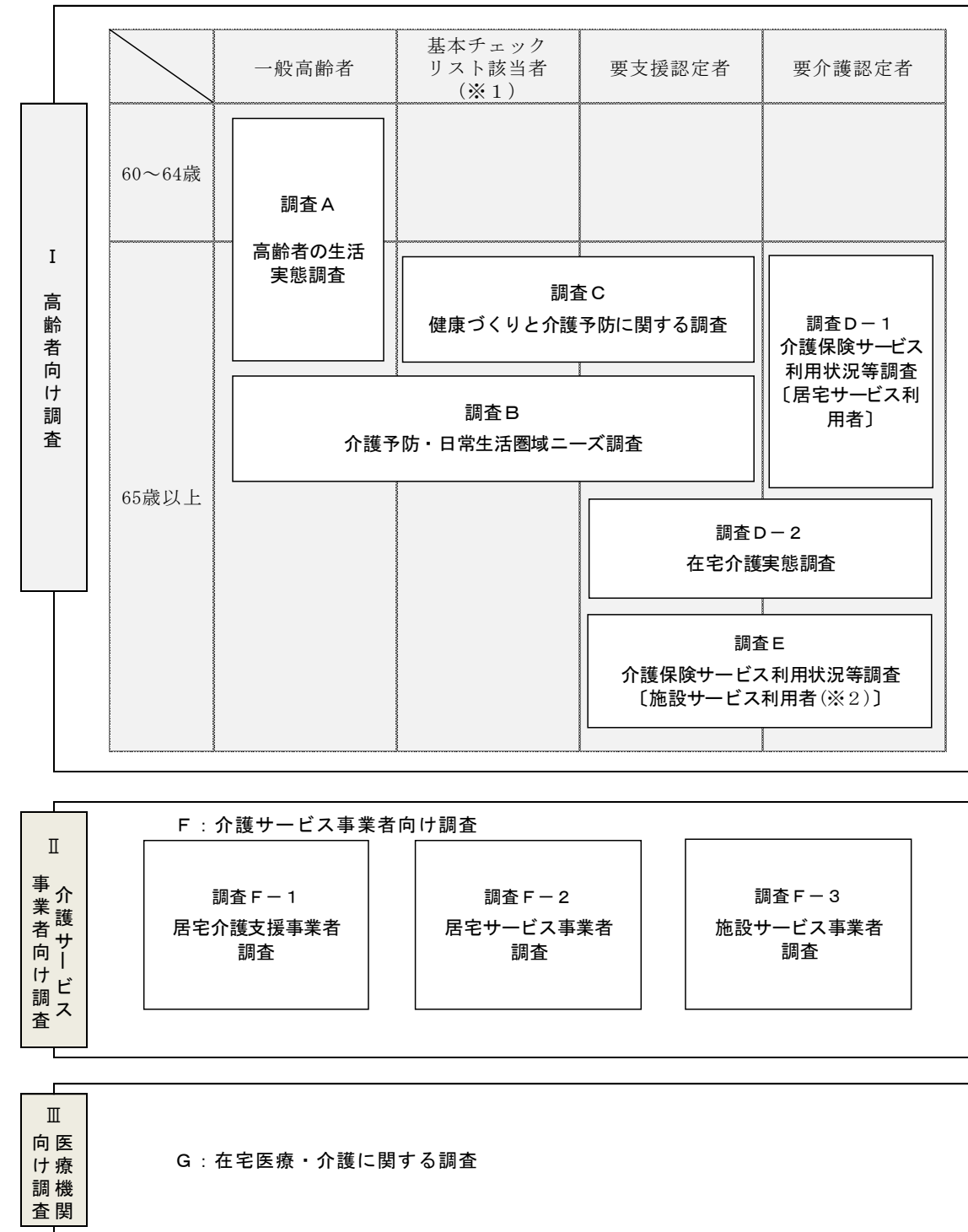
（中略）

さらに、これらの調査により定量的に把握された心身の状況が低下した被保険者の状況や働きながら介護に取り組む家族の状況等を参考として、生活支援サービスや介護予防事業の充実等の取組、介護離職の防止を含む家族等への支援の観点を踏まえた介護サービスの整備等の取組を市町村介護保険事業計画に定めるとともに、それらの取組を勘案して要介護者等の人数やサービス量の見込みを定めることが望ましい。

## 〔調査の全体設計〕

### 1 対象

◎ 要支援・要介護認定者には、40～64歳の第2号被保険者は含まない



## 2 調査の内容等

調査名		調査対象	目的	H28 実施状況
A	高齢者の生活実態調査	60 歳以上の区民約 26,000 人（基本チェックリスト該当者※1 及び要支援・要介護認定を受けている者を除く。）※2 ・対象者数（抽出）：約 2,500 人	高齢者の生活状態に合った各種福祉サービスを提供するため、地域の高齢者の生活実態、生活状態、生活実態からみた課題、各サービスのニーズを把握します。	・対象者数：2,001 人 ・有効回答数：1,178 件 ・回収率：58.9%
B	国による必須調査 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	要介護認定を受けていない65歳以上の区民約21,000人※2 ・対象者数（抽出）：約 2,500 人	高齢者の生活状態に合った介護（予防）サービスを提供するため、地域の高齢者の生活実態、生活状態からみた課題、各サービスのニーズを把握します。	・対象者数：2,546 人 ・有効回答数：1,655 件 ・回収率：65.0%
C	健康づくりと介護予防に関する調査	基本チェックリスト該当者※1 及び要支援認定者（施設サービス利用者※3 を除く） ・対象者数（調査 B 抽出者を除く全数）：約 2,800 人		・対象者数：2,561 人 ・有効回答数：1,841 件 ・回収率：71.9%
D1	介護保険サービス利用状況等調査（居宅サービス利用者）	要介護認定を受けている居宅サービス利用者※4 ・対象者数（全数）：約 2,500 人		・対象者数：2,278 人 ・有効回答数：1,161 件 ・回収率：51.0%
D2	国による必須調査 在宅介護実態調査	在宅で生活している要支援・要介護認定者のうち、調査期間（令和元年6月～11月）中に更新申請または区分変更申請に伴う認定調査を受けた者 ・対象者数（全数）：約 600 人		・対象者数：325 人
E	介護保険サービス利用状況等調査（施設サービス利用者）	要支援・要介護認定を受けた都内の施設サービス利用者※3 ・対象者数（全数）：約 1,000 人		・対象者数：956 人 ・有効回答数：524 件 ・回収率：54.8%
F1	介護保険サービス事業者調査（居宅介護支援事業者）	中央区の被保険者にサービス提供実績のある都内の居宅介護支援事業者 ・対象事業者数（全数）：約 150 力所	介護保険サービスの質の向上を図るため、医療介護総合確保法※5 を踏まえて、介護保険サービス事業者が提供するサービス内容や医療との連携などの実態と課題を把握します。	・対象事業者数：91 か所 ・有効回答数：61 件 ・回収率：67.0%
F2	介護保険サービス事業者調査（居宅サービス事業者）	中央区の被保険者にサービス提供実績のある都内の居宅サービス事業者※4 ・対象事業者数（全数）：約 740 力所		・対象事業者数：509 か所 ・有効回答数：192 件 ・回収率：37.7%
F3	介護保険サービス事業者調査（施設サービス事業者）	中央区の被保険者が利用する都内の施設サービス事業者※3 ・対象事業者数（全数）：約 310 力所		・対象事業者数：180 か所 ・有効回答数：74 件 ・回収率：41.1%
G	在宅医療・介護に関する調査	区内の医師会、歯科医師会、薬剤師会の会員 ・対象者数（全数）：約 500 人	医療介護総合確保法※5 を踏まえて、医療機関側からみた在宅療養支援の実態や課題等を把握します。	・対象事業者数：605 人 ・有効回答数：342 件 ・回収率：56.5%

※1 「基本チェックリスト該当者」とは、国が示す生活機能の状態を確認するための「基本チェックリスト」に回答し、生活機能に低下が見られる高齢者です。

※2 調査 A および調査 B の抽出前対象者数は平成 31 年 4 月 1 日現在の住民基本台帳と、平成 31 年 3 月の介護保険事業状況報告（月報）の数値で計算しています。

※3 「施設サービス」とは、介護老人福祉施設〔特別養護老人ホーム（地域密着型を含む）〕、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、（介護予防）認知症対応型共同生活介護〔認知症高齢者グループホーム〕、（介護予防）特定施設入居者生活介護〔有料老人ホーム等（地域密着型を含む）〕に入所又は入居するサービスです。

※4 「居宅サービス」とは、介護保険法上の居宅サービス及び地域密着型サービスから地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）及び特定施設入居者生活介護〔有料老人ホーム等（地域密着型を含む）〕を除いたサービスです。

※5 「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」

備考：本調査の対象者は令和元年 9 月（予定）抽出日現在の住民基本台帳と介護保険被保険者台帳によります（D2 を除く。）。